広島県告示第九十二号

のとおり変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次

令和六年二月十三日までの間、 その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、 縦覧に供する。

令和六年一月二十九日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

道路の種類

県道

路線名

篠根高尾線

三 道路の区域

府中市諸毛町字本郷一一八六番1		区
一地先まで		間の新
新	旦	の新 別旧
五・〇〇〜	五五。	(メートル)
00.01	10.00	(メートル) 長
拡幅		備
		考